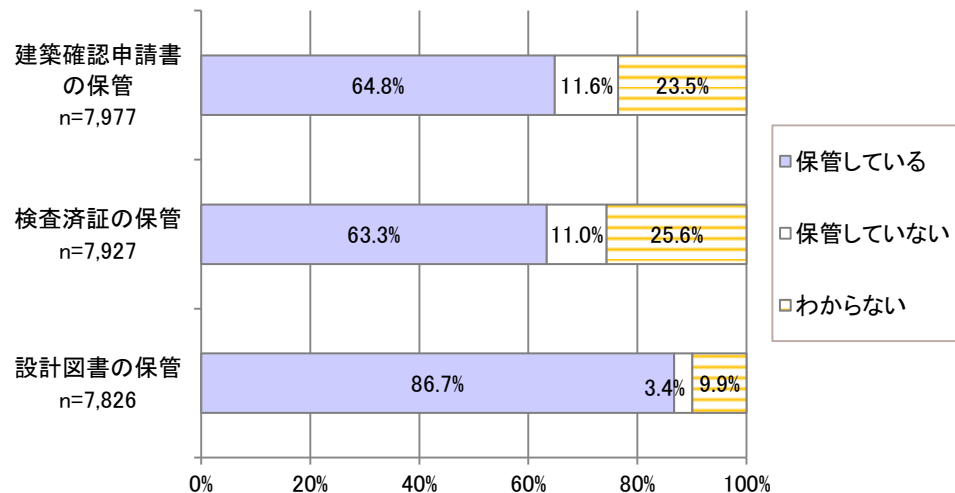


答申案(案) 関連資料

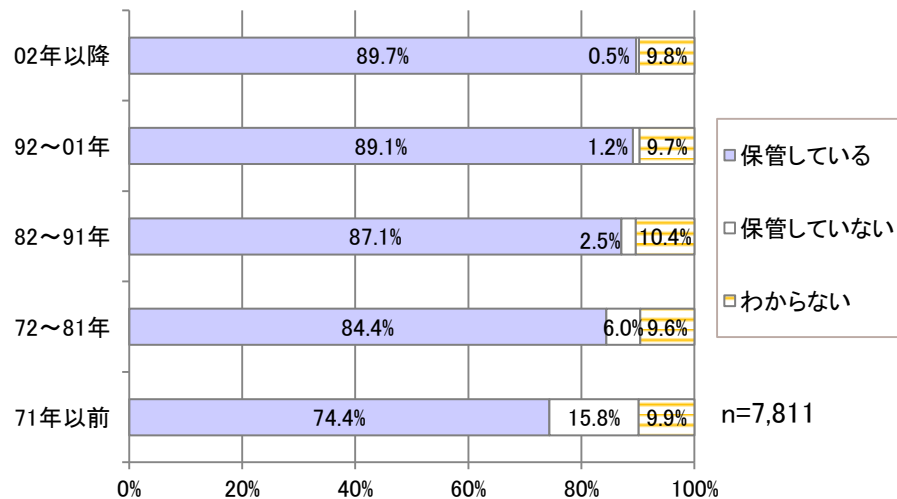
- 設計図書の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 絶対高さを定める高度地区の指定状況・・・・・・・・ 2

設計図書の保管

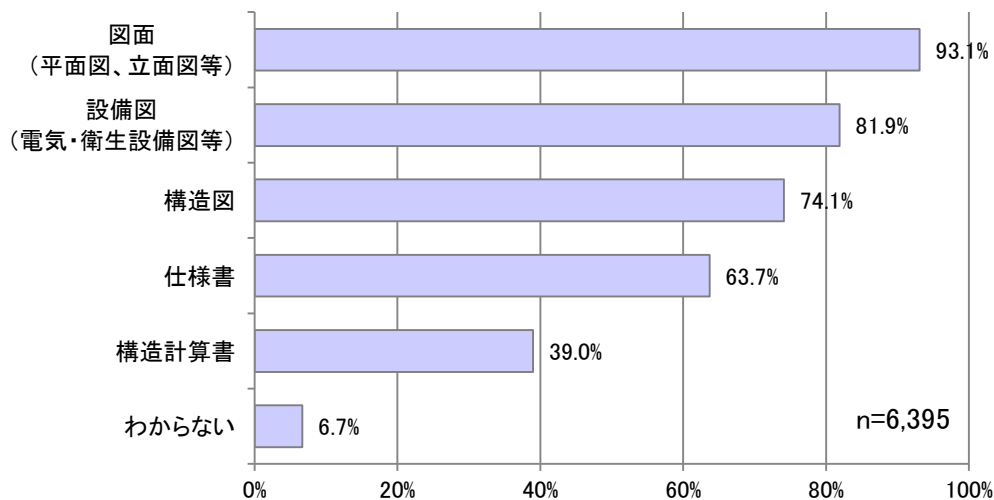
【各図書の保管状況(再掲)】



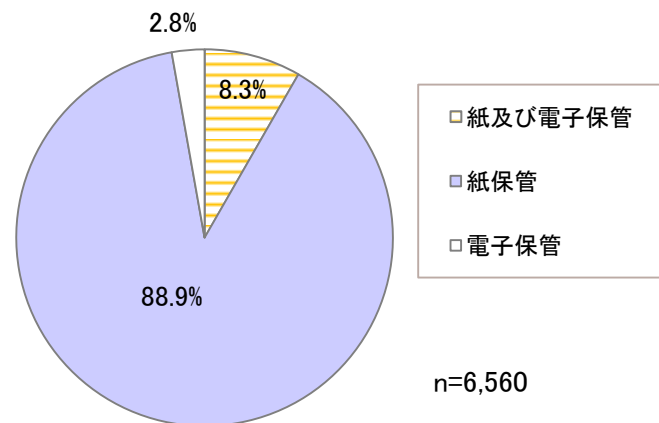
【建築年別の設計図書の保管状況】



【保管している設計図書の種類(再掲)】



【設計図書の保管方法(再掲)】



絶対高さを定める高度地区の指定状況

【区部】

区	当初指定	指定面積(ha)	指定割合 (用途地域面積比)	指定メニュー
品川区	H14.6.10	6.0	0.3%	10m、12m、13m
文京区・	H16.6.24	984.8	87.1%	17m第三種、22m第三種、46mなど
墨田区	H16.6.24	905.6	73.0%	17m第三種、22m、28mなど
目黒区・	H16.6.24	865.1	58.9%	17m第二種、20m第三種、50mなど
世田谷区・	H16.6.24	2,256.7	39.7%	30m第一種、45m第二種、45m第三種
練馬区・	H16.6.24	1,902.3	39.5%	17m第二種、20m第二種、30m第三種など
葛飾区・	H16.6.24	9.1	0.3%	10m、10m第二種、16m
江戸川区・	H16.6.24	978.6	23.4%	16、m第二種
新宿区・	H18.3.31	1,409.6	77.3%	20m第二種、30m第三種、40m、60mなど
渋谷区・	H20.12.1	897.3	59.4%	20m第三種、30m第三種、40m、60mなど
北区・	H23.3.9	5.2	0.3%	35m
板橋区	H27.3.6	2,841.2	93.5%	17m第二種、22m第二種、30mなど
港区 ※	H27.10.1	823.4	41.3%	17m第二種、22m第二種、24m第三種、35m、60mなど

【市部】

市	当初指定	指定面積(ha)	指定割合 (用途地域面積比)	指定メニュー
三鷹市・	H16.6.24	580.4	35.2%	25m第二種、25m第三種、25mなど
青梅市・	H16.6.24	300.1	13.6%	10m第二種、12m第二種、12m第三種
町田市・	H16.6.24	1,832.8	32.4%	31m第一種、31m第二種、31m
清瀬市・	H16.6.24	5.9	0.6%	12m
小平市	H17.4.1	742.0	36.3%	25m第一種、25m第二種
府中市・	H17.6.15	201.3	7.4%	25m第二種
調布市・	H18.4.3	782.3	38.2%	15m第一種、25m第二種、31mなど
狛江市・	H18.9.1	189.1	32.5%	20m第一種、25m第二種、30m第二種
東大和市・	H20.7.1	421.6	31.1%	17m第二種、25m第二種、25mなど
多摩市	H22.11.29	1,223.0	60.6%	23m第二種、29m第二種、29m第三種など
武蔵野市・	H26.2.25	519.8	48.4%	23m第二種、26m第三種、50mなど

(資料) 区市の都市計画図書より作成 平成27年3月現在

※港区では、平成27年10月1日から適用

(例) 「17m第二種」: 「17m第二種高度地区」の略 従来の斜線型制限(第二種高度地区)に加えて、絶対高さ制限(17m)を指定

■特例規定による緩和の例

- ・ 公益上、土地利用上やむを得ない、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物に対する制限の緩和
- ・ 絶対高さ制限の指定により、既存不適格となった建築物の建替えに対する制限の緩和
- ・ 建築基準法に基づく総合設計制度の許可対象となる建築物に対する制限の緩和
- ・ 地区計画等の都市計画に高さの最高限度が定められている場合、絶対高さを定める高度地区の指定値として読み替え等
- ・ 敷地面積が一定規模以上で周辺市街地環境の整備向上に貢献する建築物に対する制限の緩和
- ・ 旧耐震基準によって建てられた老朽分譲マンションの建て替えで、一定の基準を満たす計画に対する制限の緩和 など